

—論文—

ヤオ族の評皇券牒 (IV)

——槃瓠神話と移動経路を中心に——

田畑 久夫

Yao Passport Píng Huáng Chuan Tieh (IV)

—Focused on the Ban ho (a dog) legend and their migration routes—

Hisao Tabata

Píng Huáng Chuan Tieh is a passport document, which belongs to Yao, written in Chinese. Some of the documents which have been found in the northern part of Thailand are illustrated before and after the sentences; however, the pictures are poorly-drawn. In this study, by analyzing these pictures We try to search the faith in Gods or the worldviews of the Yao which are put into them. With that, We try to find clues to illuminate the Yao's own identity which cannot be fully understood simply from the sentences. As a result, We reaffirmed that the Yao had profound faith in the Passport.

C. タイ北部過山ヤオ族の評皇券牒

前稿(田畑 2007)を受けて、本稿でも評皇券牒あるいは過山榜と呼ばれている、漢字で書かれた文書を取りあげ分析・検討をすすめる。ヤオ族を構成する主力メンバーの一派(支系)である、自称「ユーミイェン」(ju³¹ mjen²¹)という過山ヤオ族のみが所有している数ある文書類の中でも、とくに同文書を注目したのは、次の2点からなる理由による。

すなわち第1点としては、かかる文書には、過山ヤオ族を含むヤオ族の祖先神話として著名である、槃瓠と称せられる犬を自らの祖先と看做す槃瓠犬祖神話(略して槃瓠神話)が記載されている。それ故、その神話を分析・検討することにより、ヤオ族の出自(中国語でいう族源)

の解明の有力な手がかりになると思われること。第2点としては、ヤオ族は、伝統的に焼畑農業などの生業に従事し、山中を移動するという漂泊的生活を余儀なくされてきたが、その移動経路の一端が文書中に地名として記されている。その地名を詳細に分析・検討すれば、かかる集団の移動経路が判明すると推察できるからである。

本稿は、前稿で紹介・分析した、中国貴州省黔东南苗族侗族自治州從江県斗里郷台里村の過山ヤオ族の分派「盤ヤオ」族の家庭に保管されている過山榜と比較する意味で、筆者らが入手した過山ヤオ族の移動先の最先端の1つに位置する、タイ北部の評皇券牒の分析・検討を行なう¹⁾。

①入手の動機

「盤ヤオ」族を含むヤオ族について、1980年代中頃よりフィールドサーヴェイ（現地調査）を実施してきた。1949年10月の中華人民共和国成立後、中国においては一時期日中間の交流がとだえた。その後1980年代に入ると、外国人研究者が友好訪問という形式ではあるが、少数民族居住地区を訪問することが可能となった。ただし、可能になったといっても、調査上種々の制限があるうえに、期間も短期間に限定されるというものであった²⁾。

以上のような中国国内の状況の変化を受けて、筆者も中国の少数民族調査に出かけることになった。調査地域としては、中国に分布・居住する少数民族がもっとも集中的に住んでおり、気候や地形などの自然条件が日本と大変類似している、雲貴高原に代表される西南中国を選んだ。また、調査対象とする民族集団としては、当地域に多数居住しているミャオ族、ヤオ族を中心とした³⁾。両民族の生業形態を主体とするフィールドサーヴェイに従事しているうちに、ヤオ族が他の少数民族ではみられない、漢字を日常においても使用していることを実際に確認することができた⁴⁾。

しかしながら、本稿註1)において指摘した如く、ヤオ族所有の文書類、とりわけ評皇券牒は史料価値が非常に高い貴重な文書という観点から、散失を防ぐという目的で、少数民族が多数分布・居住している各省や自治区に設置されている民族研究所が半ば強制的に収集・保管するところとなった。かような状況の中で、ヤオ族が現在でも自宅に所有している過山榜が存在していることを知り、その文書を実際に直接閲覧することができた。前稿（田畑 2007）で分析・検討したのは、その文書つまり過山榜を写真撮影したものを資料とした。

しかし、閲覧できたのは深夜で、しかも時間

が大変限られた。そこでそれ以降、同文書があれば再度閲覧したいという、強い希望をもって。というのは、前述した白鳥芳郎が組織した上智大学西北タイ歴史文化調査の一行に参加した竹村卓二が、調査隊が入手した評皇券牒の内容の一部に、ヤオ族自身の移動経路が山岳地名として記されていることから、同様にわが国の山中に居住し、かつ自らの移動経路を示す文書を所有している、椀・盆などの木地製品を製作する工人である木地屋に注目し、山地型客民としてヤオ族⁵⁾と木地屋との比較を試みたからである（竹村 1970:343-371、1981:81-131）。

ヤオ族など西南中国に分布・居住する少数民族のフィールドサーヴェイと同時に、木地屋に関しても調査・研究をすすめていた筆者は、上述の竹村卓二の分析視角が、ヤオ族（この場合、その分派とされるショオ族）からみた立場であると推定できた。一方筆者の場合、木地屋との比較すなわち木地屋側からみたヤオ族の分析を行ないたいという願望が生じてきた。理由は、ヤオ族の分析に関して竹村卓二は、自らが直接閲覧した評皇券牒を分析対象として利用しているのに対し、それと比較すべき木地屋については、『氏子狩帳』に代表される、いわゆる木地屋文書の現物を直接閲覧しないで、木地屋研究者（杉本 1967など）の著作によって論が展開されているからであった⁶⁾。

以上のような問題意識をもって、ヤオ族など西南中国に分布・居住する少数民族の調査を継続して実施してきた。その過程で2003年タイ北部に居住する「ミィエン」と自称する過山ヤオ族が所有していた評皇券牒2巻を入手することができた⁷⁾。本稿では、かかる評皇券牒の内容を分析・検討の対象とする。

②評皇券牒の特徴

筆者らが入手した評皇券牒は、前稿（田畑 2007）において紹介・検討した中国貴州省の

第1表 評皇券牒概要の比較

項目 \ 記号	A	B	C	D
閲覧・入手年度(年)	1993	2003	2003	1974
表題	無し (過山榜と称す)	評皇券牒 過山榜分身	評皇券牒 過山榜分身	評皇券牒 過山榜分身永遠
用紙および形式	紙(和紙)3枚	紙(和紙)・巻物	紙(和紙)・巻物	紙(和紙)・巻物
幅(cm)	63	31.5	37	44
長さ(cm)	165	470	520	640
筆記形式	毛筆・墨書	毛筆・墨書	毛筆・墨書	毛筆・墨書
字数(字) および 行数(行)	約3,500 182	2,400 172	2,664 134	2,572 186
所有・保管者	台里村・盤家	金丸良子	金丸良子	上智大学
特色	・1枚、2枚目に朱印	・文中に丸い朱印 ・文の前後に絵画 ・文中に絵画	・文中に丸い朱印 ・文の前後に絵画	・文中に丸い朱印 ・文の後ろに絵画

〔出所〕現地での閲覧・入手史料、白鳥芳郎編(1975):『倭人文書』講談社より作成

「盤ヤオ」族の集落に嚴重に保管されている過山榜と呼ばれている文書、あるいは白鳥芳郎を中心とする上智大学西北タイ歴史文化調査隊一行が入手した評皇券牒とは、どのような点が類似、ないしは相違しているのであろうか。これらの文書の概要を相互に比較することで、筆者らが入手した評皇券牒の特徴を明らかにしていく。そのために作成したのが第1表である。以下では、主としてこの第1表を参照しながら、論を展開していくことにする。

表題

最初に、かかる文書の表題から検討をはじめ。前稿において紹介・検討した文書(第1表・A、以後同文書をAと表記)に関しては、表題がみられない。それにもかかわらず、Aを過山榜と称したのは、前稿においても指摘(田畑 2007:16)したように、所有している家では過山榜と呼んでいる事実と、同文書の末尾近くに「盤古(瓠)聖皇過山榜與獠丁十二姓」(下線——筆者註)とあるように、過山榜という名称が使用されているためである⁸⁾。この点に関し

て、本稿で対象とする文書は3種類(第1表・B、C、D以降それぞれB、C、Dと表記)が該当するのであるが、B、Cの文書はほぼ同一内容である。それ故B、Cは同じ原文書から筆写されたものと看做すことができる⁹⁾。そこで、本稿では、筆者らが入手したBを中心に、評皇券牒の特徴を検討していくことにする¹⁰⁾。

上述したように、Aには表題が付けられていなかった。しかし、Aを除く3種類の文書(B、C、D)にはそれぞれ表題が冒頭に付けられている。しかも、その表題には評皇券牒過山榜という共通した名称が付けられ、さらにDのみその末尾に永遠という言葉が付加されている。かかるB、C、Dの3種類の文書の表題に共通している評皇券牒から検討していこう。

評皇券牒とは、拙論(田畑 2005:13)で論じたことがあるように、皇帝が与えた契約書であるという意味を有する。具体的には、自由に山々を渡り歩くことを皇帝が保証するというものである。それ故、評皇券牒は過山榜と同一の内容を示しているものといえよう。つまり、評皇券牒過山榜という表題の一部は、同様の意味

内容を有する述語が重複しているのである¹¹⁾。またその次にある防身とは、本文書を所有している者、すなわち過山ヤオ族の身体を守るための文書という意味である。それ故、かかる文書の性格を端的に表現しているものと看做すことができる。なお、Dの表題の末尾のみに付けられている永遠という述語は、文中においてもたびたび出現する。その意味するところは、末長く保証が得られることを期待することを示していると推察され、以降かような保証が続けて受けられることを強調したものと見えよう。このことは、かかる文書を所有している過山ヤオ族の期待の大きいことの表現ともとれ、非常に興味深い¹²⁾。

用紙

A、B、C、Dのすべての文書は、紙（和紙）に毛筆によって墨書されている。しかし、Aのみは3枚の紙に書かれているのに対し、BとCは一見したところ1枚の紙に、Dは数枚の紙をつないで書かれているが、いずれも巻物となっている。かかる事実は、B、C、Dの文書が保管されていた地点が、ヤオ族の最大の結集地と看做される広西壮族自治区北部の山岳地帯から遠く離れており、文書を運搬・保存しやすいように巻物となったものと推定できる。

また用紙には、第1表からも判明するように、正方形をした角型ないし丸型の朱印が数ヶ所に押されている。このことは、これらの文書が正式に発行されたものである証拠の1つと看做され、多くの人びとにその正当性を裏づける役割を担っていたと推察できる。さらに、Bのみ天地を各々8センチメートルほど裏に折り返している。これは、用紙が豊富であることを示すとともに、天地の破損を防ぐという目的もある。かかる点は、Bの特徴の1つといえる。なお、A、B、C、Dのすべての用紙の天地には、それぞれ2センチメートルぐらいの幅に、Aでは

龍を図案化した模様、B、C、Dでは波のようなマークを図案化したものが付けられている¹³⁾。
絵画

文書の長さは、上述したようにAを除くB、C、Dのものは巻物となっているので非常に長く、最長のDでは6メートルを超えている。このように、B、C、Dの文書がともに非常に長い巻物となっているのは、既に指摘したが、文書を遠方に運搬したり、保存するのに便利であるという理由の他に、B、Cでは文の前後に、Dでは文の後ろに、それぞれ稚拙であるがカラーの絵画が挿入されているからである。というのは、挿入されたかかる絵画の部分が、例えば、Bでは文の前方、すなわち表題と文との間に異なる内容を描いた2つの絵画が合計77センチメートル、文の後ろには1場面の絵画のみであるが62センチメートルにも達する図が描写されているからである¹⁴⁾。つまり、文書の前後に絵画が伴っている形式は、評皇券牒の特徴の一端を象徴していると看做される。そこで以下では、この点を分析・検討していくことにする。

Bでは、前述のように、文の前方に異なる内容を表現した2場面の図幅が置かれている。そのうち最初の絵画は、文中に挿入された人物画などと同様、非常に稚拙な手法であるが、縦（幅）31.5センチメートル、横27センチメートルの中に描かれている（写真1）。内容は、一言



写真1

でいえば、ヤオ族の世界観を表現したものといえよう。

すなわち、本図は上・中・下の3段の空間に分けることができる。その中でも、もっとも広い空間を占める中段には、ヤオ族が生活している塊状の領域が、道路を示すものと看做される2本の太い実線によって描かれている。そしてその内部には、それぞれ3峰から構成される山地が、3ヶ所ほぼ均等した間隔をおいて配置され、そのうちの2ヶ所の山地では、各山麓近くを水源とする河川が認められる。その河川の下流周辺を中心には、家屋を表現したようなマークが合計6ヶ所記入されている。これらの家屋らしきものは、ヤオ族の一戸一戸の家屋を示したのではなく、ヤオ族の集落を表現したものと推定できる。理由は、家屋らしきマーク全体を円が囲んでいるからである。すなわち、居住している社会あるいは世界(2重線で表示)内で、家屋を中心に周囲を囲まれた空間を集落と看做そうとするのである。また、ヤオ族は、ほぼ周辺地域に分布・居住するミャオ族同様典型的な山棲みの民族集団であることを考慮すれば、先述した3つの峰から構成される3ヶ所の山地は、山地一般を表示したのではなく、山地の中でもとくに高峻な山(峰)を示したのかも知れない。さらに、領域内には道路も図示されている。以上のことを総合して考えると、中段の空間は、ヤオ族が現実生活中に生活している社会あるいは世界を表現したものと看做される。

以上のヤオ族の実社会あるいは世界を表現したものと推定される上方、つまり上段の空間には、左右にそれぞれ太陽および月を表現した円形の模様が描かれている。これらの模様が太陽および月と確定できるのは、各々の円形の模様の内部に、漢字で日および月と記されているからである。このことは、ヤオ族が太陽および月を信仰の対象としている事実を示しているもの

と思われる。かかる太陽と月との模様の間には、5人の人間が横一列に並び、各人が手をつないでいる様子が描かれている。しかも、これら5人の人間の頭部を表現した円の中に、日あるいは月という漢字を明確に読み取ることができる。それ故、これら5人の人間の型をした図柄は、ヤオ族と深い関係をもつ皇帝(評皇)およびその従者を意味するのではないかと看做せる。横5列に並んだ中央の人間は、大きさは他のものと同じであるが、身体部分が太く黒くぬられており、明らかに目立つように描かれているからである。それ故、この人間は、ヤオ族と深い関係を有する評皇を図示しているものと推定できる。

また、同様の人間は、中段の空間の両側にも描かれている。ここでは、上段の空間とは異なり、それぞれ縦一列に3人の人間が配置されている。これらの人間は、頭部を示す円がすべて黒く塗りつぶされていることと、各々の頭の上に冠らしきものをかぶっていることの2点において、特徴を有している。以上のことから、これらの人間は、中段の空間が上述したようにヤオ族の現実の社会あるいは世界を表現したものであると看做せば、ヤオ族の祖先を描いているような印象を受ける¹⁵⁾。

下段の空間は、左右に鶏らしき鳥がそれぞれ1羽ずつ配置されている¹⁶⁾。かかる2羽の鳥の間には、詳細が不明であるが、儀礼に用いる祭壇を連想させるような図が描かれている。この中央に置かれている図柄を祭壇と看做したのは、鶏が孔雀などと同様に吉兆を告げる鳥であると考えられているからである。このような下段の空間における構図の構成は、上段の空間と類似している。それ故、下段の空間は、上段の空間と対比するように描かれたかも知れない。しかし、別の見解も成立するように思われる。その見解とは、太陽および月が配置されている上段

の空間を天、中央のヤオ族の社会あるいは世界が描かれている空間を地と看做せば、下段の空間は地下世界を表現している空間となる。そうであるならば、上述の祭壇と推定した図柄は墓とも考えられる。

以上にみられたように、3つの空間に分割できる本図は、ヤオ族が想定している社会あるいは世界、つまり世界観をコンパクトに表現したものと推察でき、非常に興味深いものといえる。

同様の図柄はCにも描かれている（写真2）。Cは、縦（幅）37センチメートル、長さ24センチメートルと、Bよりも幾分狭い図幅に描かれている。写真2から明白なように、全体の構図はBのものと基本的には同じものといえる。この点からも、B、Cの両絵画には同一の原文書が存在し、その文書から筆写されたものと推定できる¹⁷⁾。

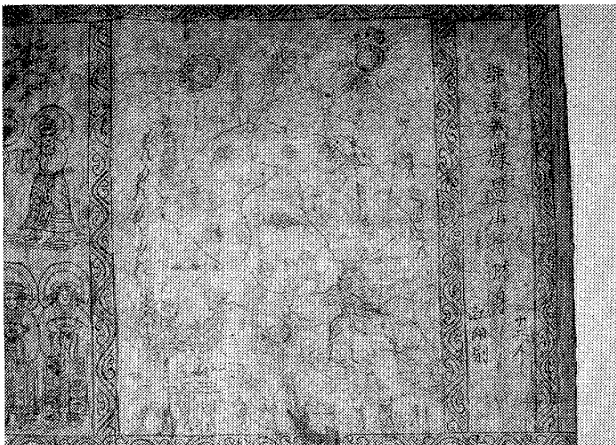


写真2

Bと同様に、Cも上段の空間に太陽と月、中段の空間にヤオ族が生活を送っている実社会あるいは世界、後段の空間には吉兆を表現する動物がそれぞれ配置されているというように、全体のおおまかな構図は、基本的には類似している。しかし、詳細に検分すると、両者では異なっているものも目立つ。すなわち、Cの上段の空間には、B同様、太陽と月を表現する円形の模様が描かれている。とはいうものの、その間に

はBのように人間が配置されているのではなく、中央に大きな4つの花卉をもつ花びらのようなものが1つ置かれている。Cのみを参照すれば、かかる花びらが何を意味しているかはまったく不明である。

中段の空間は、Bと同様図の大部分を占める。その内容に関しても、ヤオ族の現実の社会あるいは世界をコンパクトに表現している点では、Bと何ら変わらない構図といえる。しかし、ヤオ族の生活空間である領域を示す境界線は、2重ではなく1つの実線で描かれている。それ故、境界内に書かれている道路との区別がつかなく、一見すれば、道路がヤオ族の生活空間の領域を囲んでいるような印象を強く受ける。つまり、ヤオ族の現実の生活空間と、太陽や月が配置されている異質な空間¹⁸⁾との境界がBほど明確に示されていないのである。また、境界線内では、Bと同様に、山地、河川、集落などが記されており、ヤオ族の現実の生活を表現している。しかし、その中でも3ヶ所描かれている山地は、Bのように3峰から構成されているのではなく、その1つは4峰から構成されているなど、生活空間には若干異なった表現がみられる。なお、峰に関しては、CのほうがBよりも立体的に書かれているような印象を受ける。

下段の空間では、左側にBと同様大きな鶏が1羽描かれている。しかし右側では鶏ではなく架空の動物である麒麟のような動物が大きく書かれている。また、その中間には、Bと異なり上段でみられた花びらのような模様が配置されており、祭壇らしき図柄はみあたらない。さらに、中段の空間の両側には、縦1列に3人ではなく4人ずつの人間が記されている。これら合計8人の人間は、全員上段の空間に置かれている太陽や月を拜むように両手をそれぞれの方向に向けているというポーズとなっている。かように、太陽および月をまるで信仰の対象として

いと看做される人間は、下段の空間の最下層、鶏および麒麟の下に11人横1列に並んで記されている。なお、これらすべての人間の頭は黒く塗りつぶされている。しかし、頭上には全員冠らしきものを被っていなかった。それ故、これらの人間はヤオ族かあるいはヤオ族の祖先を表示したものと推定できる¹⁹⁾。以上から、Cの下段の空間には、Bにはみられなかった際立った特徴が存在するといえる。

上述した諸点が、おおまかではあるが同一の原文書からの筆写であると看做される、絵画に関するB、Cの相違点である。以上のことを総合すると、Cではヤオ族と関係が深い評皇が描かれておらず、太陽と月のみが記されていることから、Bよりも太陽や月に代表される自然信仰を信仰の対象として重視していることがうかがえる。ただし、両図幅の比較のみでは、評皇信仰と太陽や月に代表される自然信仰との信仰上の優劣や時代的な前後関係は、不明といわざるを得ない²⁰⁾。

B、Cには、上述したヤオ族の世界観を表現したものと推定できる第1場面の図幅に続いて、ともにヤオ族と関係が深いとされる評皇らしき人物を中心に描いた絵画がある²¹⁾。この絵画は、Bでは縦（幅）31.5センチメートル、横50センチメートル（写真3）、Cでは縦（幅）37センチメートル、横32センチメートルの範囲（写真4）にそれぞれ描かれている。両図を、ヤオ族あるいはヤオ族の祖先と推察しないで、評皇らしき人物を中心とする人物像と認めたのは、以下に述べる理由からである。すなわち、Bでは評皇らしき人物を中真に左右3人ずつ合計7名、同様にCでは上段の空間に評皇を中心に左右2人ずつ合計5名、下段の空間には1列に並んだ7人の人物が描かれているが、B、Cともかかる人物全員の頭部の背後には、仏教の頭部の背後に付けられているような、円形をした光背の

1種である頭光がみられる。それ故、これらの人物像は一般の人間を表現したものではなく、神の姿を表現したものと考えられるからである。そして、ヤオ族の神に該当する人物といえ、ヤオ族と深い関係をもつ評皇が第1に想定できるので、図の中心人物を評皇と看做したのである。

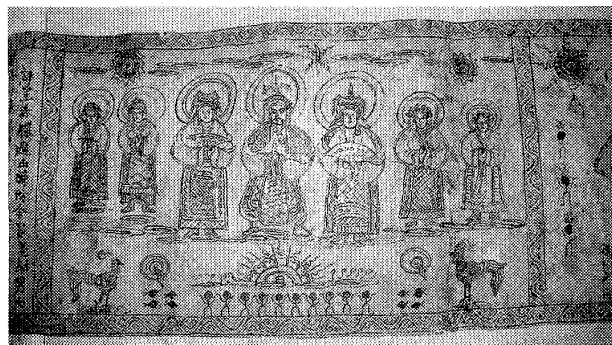


写真3



写真4

Bの第1場面のヤオ族の世界観を表現した絵図（前出写真1）では、既述したように、上・中・下の各段の3つの空間に分割でき、各々がそれに対応する形式で天、地および地下世界がそれぞれ描かれていると推定した。同様に本図も、一見したところ3つの空間に分割可能なように読みとれる。その中でも、評皇らしき人物を中心とした中段の空間が、第1場面中段の空間より広く、第2場面の約半分近くを占有し、そこに7人の人物像が大きく目立つように描かれている。かような構図の比率が最初に第2場

面を描いた本図をみたときに気づかれる点である。

本図の特徴とでもいえる中段の大部分を占める7人の人物像は、各々が着用している服装が全員異なっている。また人物像に関しても、中央に位置する評皇らしき人物がもっとも大きく、両端に行くに従って若干小さく描かれ配置されている。このことは、評皇らしき人物との親密さ、あるいは上下関係の濃淡を示しているように思われる。すなわち、中心の評皇らしき人物は、その頭部にひときわ目立つ立派な冠をかぶり、曲玉状のものを両手でもって立っている。かかる曲玉状のものは、材質および用途が不明である。しかし見方によっては、半分欠けた陰陽のシンボルにみえないことはない。このような見方ができるのは、上段の空間の左右の端に、第1場面でも確認できた。大円の中に漢字で日と書いた太陽をあらわす模様が認められるからである。いずれにしても、これは神事に用いられる1種の道具であろう。その両側に立っている2人は、同様に両手に広げられた扇子をもっている。それ故、評皇らしき人物の隣りに配置されていることから、評皇の妃であろうと推定できる。さらにその両側に2人ずつ置かれているのは男性で、評皇の従者あるいは家臣であろうと思われる。

なお、上段の空間には、前述したように、左右の端に太陽らしきものが描かれ、その間中央には4つの花べんをもつ花が置かれている。また、花とそれぞれの太陽との間には、雲らしきものが描かれている。この点からも、上段の空間は、天を表現しているものと想像できる。

下段の空間には、正面に大きく雲の上から半ば顔を出しているような形で、日の出の太陽が描かれている。その両側には、小さいが上段の空間同様、漢字で日と書いた太陽がそれぞれ配置されている。その日の出を描いた太陽の下に

は、それを称讃するかのよう、10人のヤオ族が、その両端には4匹ずつの魚らしき図も描かれている。さらにその両端には、鶏が各々1羽ずつ配置されている。

その他、中段の空間に大きく配置されている7人全員の人物像の足元には雲が描かれている。そのため、これらの人物は雲の上の人のような印象を与えている。以上から、中段および下段の空間を合せて1つの空間と看做すと、ヤオ族が、日の出の太陽の上にいる雲上の評皇らしき人物とその従者たちを、両手をあげて称えているようにみえる。このことから、Bの第2場面は、一見すると第1場面同様3つの空間に分割できるようにみえるが、評皇らしき人物達がいる天の世界と、ヤオ族が居住している地の世界の2つの空間が描かれていると看做すほうが該当するように思える。

次にCの第2場面を検討していこう。前述のBの第2場面を表現した図幅と大きく異なる点は、描かれている空間が分割されて示されているのではなく、全体が1つの空間を表現していると看做されることである。すなわち、構図に関してはBと同様、ヤオ族と関係の深い評皇らしき人物を中心に、上下の2段にわたって、その妃および従者らしき人物が配置されているが、いずれの人物の足下にも雲が描かれている。それ故、本図は全体で神がいる天の世界を表現していると推察できる。

上段には、評皇らしき人物を中心に、左右に2人ずつ合計5名が置かれている。中心にいる評皇らしき人物は、両手を前に合わせ、鳥の羽のようなものをもっている。この鳥の羽のようなものは、Bと同様、神事にもちいるためのものであろう。また、頭部の背後に頭光が付けられているのもBとおなじである。しかし、頭光の周囲には炎のようなものが出ている。頭光は、本図の上下2段の人物のすべてに描かれている

が、このような炎が出ているのは評皇らしき人物の頭光のみである²³⁾。

また、評皇らしき中央の人物の左右には、大形のひょうたん形をしたうちわ状のもので、評皇をあおいでいるような従者らしき人物が配置されている。さらにその両隣には、まるで評皇を称えるかのような手ぶりをしている従者が描かれている。これらの人物は、すべて顔にひげを生やしているので、男性であると思われる。なお、上段の人物像の上の空間には、左右に4つの花べんをもつ花が置かれている。

一方下段の空間には、それぞれ服装が異なった7人の人物が、両手に広げた扇子をもって立っている。顔付きなどから、これら7人の人物はすべて女性であることが判明する。評皇の妃あるいはそれに準ずる女性なのであろう。

かように、Cの第2場面に描かれている内容は、人物中心で、しかも人物像の足下には雲らしきものが描かれている。このことから、本図はヤオ族の神の世界を表現したものといえよう。

文の前に置かれている絵画の中で、第3場面が存在するのはCだけである。この第3場面は、縦(幅)37センチメートル、横42センチメートルと比較的大きな面積に描かれた絵画である(写真5)。この絵画がB、Cの第1および第2場面で描かれているものと決定的に異なるのは、B、C両文書の天地にみられる山型をした模様によって、それぞれの空間が再分割されている点である。それ故、第3場面は、写真5において明白な如く、4つの空間に分かれている。その中心は、上述の山形状の模様、上下2段の空間に分割された人物が描かれている図幅である。かかる図幅には、上段および下段の空間にそれぞれ3人の人物(男性)が配置されている。これら6人の立像に共通しているのは、各々の頭部の背後に円形の後光が付けられているが、いずれも、その後光の円の周囲に炎らしきもの

が描かれている点である。さらに全員の足下には、雲を表現したものらしいものが置かれている。それ故、これらの人物は雲に乗っているようにみえる。これらのことから、中央の上下2段の空間に分かれている図幅は、天の世界にいるヤオ族と関係の深い評皇らしき人物を表現していると看做せる。しかしながら、6人の立像は丈が等しく描かれているため、どの人物が評皇であるかは特定できない。

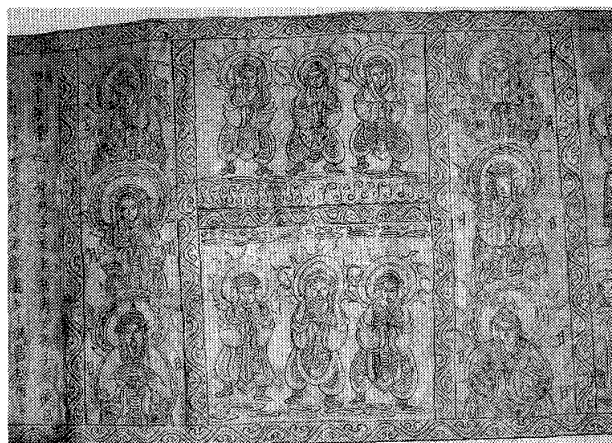


写真5

6人の立像は、かように、頭部の背後に炎が出た後光を付けている点の他、両手を前に合わせていることや型こそ異なっているが冠をかぶっていることなどは、共通している。しかし、詳しく検討すると、異なっている点も確認できる。すなわち、上段の空間に配置されている3人は、たんに両手を前に合せた姿で立っており、相違点は認められない。しかし、下段の空間に立っている3人は、それぞれの様子が異なっている。というのは、中央の人物は上段の3人の人物と同様、両手を前に合させた状態であるが、手には何も持っていないが、左側の人物は、Bの第2場面でもみられた曲玉状の神事に使う道具らしきもの、また右側の人物は、同じく神具である笏のようなものを持っている。ただし、本図をみただけでは、神事を執りおこなうと推定される人物と、そうでないと看做される人物が同

時に描かれているという理由は、不明であるといわざるを得ない。

以上の2段の空間に描かれた図幅の両側には、前述した如く、同じように波型をした模様で明確に区切られた細長い図幅がある。そこには、これも同様に、3人の人物が縦1列に規則正しく並んで配置されている。その特徴は、6人全員が頭部の背後に円形をした後光を付けており、その円周には炎が描かれている点である。また、これらの人物は、全体が描かれているのではなく、足の部分に該当するところに、次の人物の後光があり、互いに重なった状態となっている。

さらに、これらの人物の両端には、小さい漢字で日または月と記されている。これらの漢字を詳しくみると、上から下に向かって日、月、日と順に書かれたものと推察できる。しかし、右の場合は月、日、日と記されている。このことは、本来では左側のように、日、月、日また右側では月、日、月という順序で書かれていたが、筆写の段階で、現在のように右側の漢字が順序が乱れ月、日、日となり、しかも下位では日をいう漢字を、人物の左右2ヶ所ではなく、3ヶ所に誤写してしまっている。とはいうものの、月および日が表現されているので、この空間は陰陽を示しているものと推察できる。なお、左右の全計6人の人物は、1人を除いて笏や曲玉状のもの、あるいは扇子をもっている²³⁾。それ故、これらの人物は、すべてヤオ族と関係が深い評皇などの神々を表現したものと思われる。

次に、文の後ろに描かれている絵画の検討を行なう。文の後ろには、絵画を伴わないAを除き、B、C、Dのいずれにもほぼ同内容の構図が描かれている。

Bは、縦(幅)31.5センチメートル、長さ62センチメートルの比較的大きな図幅である(写真6)。本図幅も、Cの第2場面と同様、波型

をした模様で左右2つに分割されている。しかし、右側の図幅の空間は狭く、評皇およびその従者らしき人物が、縦1列に描くことができるほどの広さである。大部分を占める左側は、上下2段の空間により構成されている。上段の空間中央には、評皇らしき人物、その両側には妃らしき女性が1人ずつ、さらにその両隣には従者にみえる人物がそれぞれ3人ずつの総計9名の人物が配置されている。

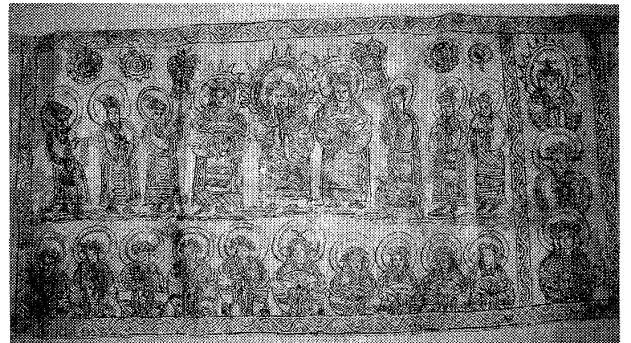


写真6

中央に立っている評皇らしき人物は、両手に線香のような細長い棒状のものを重ねたものをもっている。また両側の2人の妃らしき人物は、ともに広げた扇子らしきものをもっている。これら3人に共通しているのは、頭部背後の後光の周囲に炎が描かれていることである。このことから、3人は高貴な人物であることが判明する。また妃の左右には、従者らしき人物がおおきなひょうたん形のうちわをもって、上述の3人を扇いでいるような形で立っている。さらに、その左右には2人の従者が従っているが、従者の目線は、中央の3人にむいているようである。

以上の人物全員の足下には、雲らしきものが描かれている。それ故、これらの人々は雲の上の人と思われ、かかる空間は天をあらわしているようである。なお、上述の空間の左端には、円の中に日と漢字で書いた太陽がある。右端には、同様に日あるいは月という漢字の代わりに、陰陽を示すような図柄を描いた円形のもの

かされている。このことから、かかる空間は天の世界を表現しているものといえる。

一方、下位の空間には、合計10名の人物が横1列に所狭しと並んでいる。そのうち、左側の5人は全員が顔にひげを生やしているのが男性、右側の5人は顔付き、あるいは手に扇子をもっている様子から女性であることが分かる。また、この空間の中央にみえる男性、女性は、両側にそれぞれ位置する4人の者よりも大きく描かれている。それ故、この男性は評皇、女性はその妃であろうと推察できる。さらに、左側の空間の人物は、前述したように、3人が縦1列に並んでいるが、その上位の人物だけが、周囲に炎を出している後光を付けている。それ故、この人物は評皇であると推定できる。それ以外の中・下位に位置する男性は、それぞれ曲玉らしきもの、鳥の羽らしきものをもって立っている。このことから、兩名は上位の評皇らしき人物を補佐する従者であろう。

Cの文の後ろに付けられている絵画は、1つの場面だけではなく、2つの場面が連続して描かれている。そのうち、文に続く絵画（後ろ第1場面と称する）は、縦（幅）37センチメートル、横23.5センチメートルの狭い空間である（写真7）。図幅は、次の後ろ第2場面とは天地と同様の山型の模様で明確に区切られている。この後ろ第1場面の構図は、上下の2つの空間に分けることができる。上段の空間は、中央に名前が記されていないが、墳墓が大きく描かれている。その墳墓の両側には、読みとることができないが、死去した人物名でも書かれたのであろう戒名らしきものがみられる。また墳墓の台座は蓮の蕾のようなもので飾られている。その両側には、花らしきものが1つずつ置かれている。その花らしきものは円形であるが、その内部は明らかに陰陽を示す模様が描かれている。なお、墳墓の下には、水たまりのような図柄が

墳墓を中心に放射状に描かれている²⁴⁾。

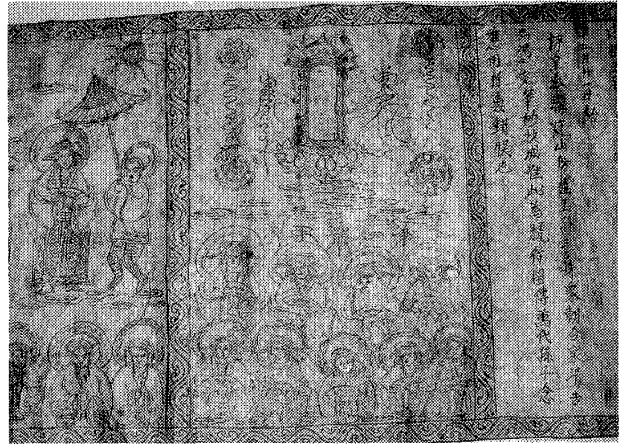


写真7

下段の空間は2段になっている。上段の空間には4人の女性、下段の空間には5人の女性がいずれも墳墓を見守るように、両手に扇子をもって立っている。その立像の足下には雲らしきものが描かれている。

続くCの後ろ第2場面は、縦（幅）37センチメートル、横33センチメートルの絵画である（写真8）。本図幅は、文の前にみられる絵画においてもよくみられた構図で、評皇らしき人物が中心となって描かれている。すなわち、その人物を中心に、両側に2人ずつ合計5名が上段の空間に、下段の空間には合計6名の人物が配置されている。中央の人物には、他の場面において評皇らしき人物にもたびたびみられたように、頭部の背後には周囲に炎が出ている後光が付けられている。その両側には、これもよくみられる評皇の妃らしき女性が1人ずつ立っている。さらにその両隣には、名前らしきものが書かれているのであろう旗らしきものをもった人物、その端には傘をさした従者が続く。これらの人物の足下には雲が描かれている。それ故、これらの人物は雲上にいる人であることがわかる。評皇らしき人物の頭上には、雲の上に出ている太陽、また端には月が置かれている。これに対して、下段の空間には、6人の男性が描か

れている。そのうち3人は両手に巻物のようなものを、2人は不明であるが棒状のような神事に用いる道具をそれぞれ両手にもって立っている²⁵⁾。これら男性全員の頭部背後には、円形の後光が付けられている。しかし、後光の円周より炎が出ていないので、これらの男性は、評皇に従う人物であろうと推察される。

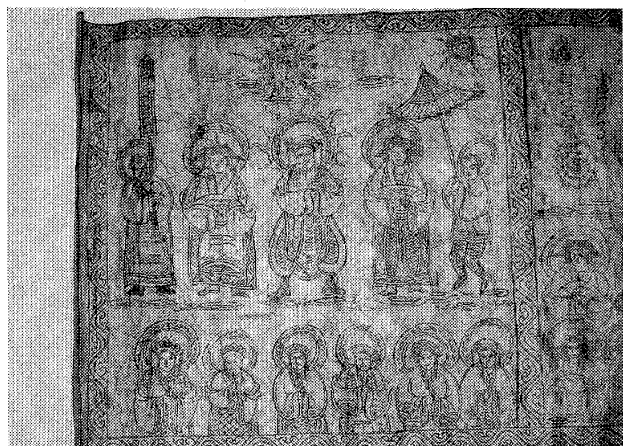


写真8

以上の構図から、本図はヤオ族に関係が深い評皇、および評皇に従う人びとが描かれているので、これらの人々が住むと想定される天の世界を表現したものといえよう。

文の前に絵画が置かれていなかったDにも、文の後ろに絵画がみられる²⁶⁾。本図幅の特徴は、描かれている人物などの顔付きなどをはじめ、全体の輪郭が大変リアルに表現されており、大いに親しみが感じられる。

内容は上下の2つの空間に分けることができる。上段の空間には、ヤオ族の神である評皇らしき人物を中心に、下段の空間には、その皇帝を称えるヤオ族らしき人物が、コミカルに描かれている。すなわち、本図においても一応天と地の世界を区分して描いているが、両世界は、登場人物をリアルあるいはコミカルに描くなどして、一体であることを非常に分かりやすく表現しているように思われる。

具体的に検討すると、上段の空間では、台座

の上に立っている評皇らしき人物が中心として描かれている。この評皇らしき人物の両端には、ひょうたん形をした大きなうちわ、および傘をそれぞれもった子供が評皇を扇ぐような姿勢で立っている。またその子供の左隣には、やや離れてヤオ族の祖先であろうが1人の男性が、手を後ろに組んで立っている。この人物をヤオ族の祖先と看做したのは、評皇と同じ空間に置かれていることと、評皇らしき人物が冠をかぶっているのに対し、大きな帽子をかぶっているからである。また、評皇が立っている台座の左側には鶏、右側には犬が配置されている。評皇券牒に付いている絵画において、これまで鶏や麒麟らしき動物が描かれていることがあったが、ヤオ族の祖先と看做される犬が登場しているのは本図幅のみである。

なお、台座、鶏、犬の足下には、雲ではなく、マットのような敷物が敷かれている。この点からも、天の世界にいると看做される評皇らしき人物が、ヤオ族たちの住む地の世界に降りて来ていることを示していると思われ、前述した天と地の世界の一体感が強く表現されている。このことにより、ヤオ族は、評皇に対してより一層の親近感をもたれるような構図となっている。そのようなことが考慮されてか、本図幅においては、天の世界の象徴とでもいうべき、太陽や月さらには雲が描かれていない。また、下段の空間に描かれている6人のヤオ族のうち、女性らしき3人は扇子をもって立っているが、残りの男性3人は、笛などの楽器をもって踊っているような姿が、コミカルかつ写實的に描かれている。この点からも、本図幅は、評皇とヤオ族の親近感を演出しているようである²⁷⁾。

以上、評皇券牒に付随している絵画の内容を詳細に検討してきた。その結果を整理して一覧表にしたのが第2表である。第2表からも判明するように、絵画は大きく、ヤオ族と関係の深

第2表 評皇券牒にある絵画の内容比較

記号	文の前			文の後ろ	
	第1場面	第2場面	第3場面	第1場面	第2場面
A	無し	無し	無し	無し	無し
B	ヤオ族の世界観	評皇らしき人物 (天の世界)	無し	評皇らしき人物 (天の世界)	無し
C	ヤオ族の世界観	評皇らしき人物 (天の世界)	評皇らしき人物 (天の世界)	評皇の墳墓	評皇らしき人物 (天の世界)
D	無し	無し	無し	評皇とヤオ族	

〔出所〕 現地での閲覧・入手史料、白鳥芳郎編 (1975) :『傜人文書』講談社より作成

い評皇とヤオ族の世界観が描かれていた。前者の評皇に関しては、ヤオ族が皇帝と特別の関係を有する集団であることを強調することで、生活の保証を得ようとするものであり、後者のヤオ族の世界観については、天と地下世界を含む世界の中で、居住している生活空間を示すことで集団としてのアイデンティティを確認しようとするものと看做せる。

次回では、入手した評皇券牒の本文を具体的に分析・検討していくことにする。

註

1) 評皇券牒あるいは過山榜と呼ばれている文書は、ヤオ族が所有している種々の文書類の中でも、とくに貴重な文書であると看做されている(田畑 2005:3)。そのため、とくに同文書の散失を防ぐという理由で、中国国内に関しては、広西壮族自治区民族研究所などの地元の省・自治区の研究機関(一部には、北京市の中央民族大学などの中央の研究機関)において、半ば強制的に収集され、保管されている。

管見によれば、現在日本において同文書を所有しているのは、入手順に、白鳥芳郎が組織した上智大学西北タイ歴史文化調査団により、1973年(第3次調査)に入手したもの(白鳥編 1975、1978:67-97)、筆者らが入手したタイ北部で発見された同系統の文書と推定される2種類のもの、国立民族学博物館で入手している、同様にタイで入手した別系統と考えられるものの合計

4文書のみである。このうち、前二者、すなわち白鳥芳郎らが入手したものと筆者らの2種類の文書は体裁や内容が若干異なっているが、同系統のものと看做される。なお、国立民族学博物館の同文書は、入手先がタイ北部と推定されるが、中国のコーナではなく東南アジアのコーナに展示されている。

2) この間の事情に関しては、金丸良子の論攷(金丸 1997)に詳しい。それ以降20年ほど経過し、中国においては一層近代化が進展しているにもかかわらず、日本人研究者を含む外国人研究者の少数民族調査はあまり活発ではない。とりわけ現在、日本においては、中国の少数民族を専門とする研究者が減少傾向にある。かかる理由の1つに、希望した地域や集落に定住して調査を実施することは勿論のこと、現地に入ることすら困難な状況が改善されていないことがあげられる。

3) 調査の同行は、この地域に分布・居住している少数民族に強い関心を有している金丸良子(現麗澤大学外国語学部教授)である。その他、若手の中国研究者の研究会である日本中国民俗研究会(機関誌『中国民俗通信』、会長早稲田大学教育学部教授鈴木啓造。現在休会中)に所属する研究者とともに共同調査を行なった。その成果の一部は、既に共編訳(Davis, H. R. 1909 田畑・金丸編訳 1989)や著作(田畑・金丸 1989、1995、松岡 2000、金丸 2005など)として刊行している。

4) この点に関して、筆者がベトナム社会主義共和国北西端に位置するドンバン(Dông Văn)

- 高原のヤオ族（当地ではザオ（Dao）族と呼ばれている）の集落を訪問したとき、日本人だと判明すると、わざわざ古老が集落の子供を集めて漢字を学習している様子を見せてくれた。
- 5) 竹村卓二がとりあげたのは、ヤオ族といってもその分派（支系）と看做されるショオ（畬）族である。筆者は、以前論じた論文（田畑 2005: 11-12）において指摘した理由から、ショオ族がヤオ族の分派がどうかを断定するには資料不足と考えている。この点に関は、再度後述する予定である。
- 6) 筆者には、木地屋に関する著作（田畑 2002）が存在する。その著作の中では『氏子狩帳』と称される木地屋文書を主要な史料として用いて、論を展開している。
- 7) 具体的な地名は、タイチェンライ州メーチャン県（Changwat Chiangrai, Amphoe Mae Chan）のパードゥア村（Ban Yao Phadua）である。入手した評皇券牒は、前稿（田畑 2005: 14）で述べたように、金丸良子が保管している。なお、同文書に関しては、拙論（田畑 2004）で論じたことがある。
- 8) 過山榜の過山という述語は、過山ヤオ族という場合の過山と同義で、山々を渡り歩くという意味をもつ。それ故、過山榜とは、山々を渡り歩くときの榜、すなわち証明書のような機能が付加されている、一種の免許状的性格を有する文書といえる。わが国の木地屋も全国の山中を渡り歩き、木地製品の製作のために、原木を自由に伐採することができることを記した文書（一般に木地屋文書と称せられる）を所有していた。
- 9) 上智大学の調査隊一行が入手した文書（第1表・D、以降Dと表記）も内容から推察するとB・Cとほぼ同じである。それ故、Dも原文書はB、Cと同系列のものだと思われる。ただし、Dの文中には人物画が挿入されていない点などを考慮すれば、Cに近い文書であるといえる。
- 10) CではなくBを選んだ理由は、前述の如く、Bのみ文中にも人物像など非常に稚拙な絵画が多数挿入され、そのことによって多くの人びとに同文書の趣旨を理解させようとしている点が認められるからである。
- 11) 中国国内で収集され、民族研究所などに保管されている評皇券牒を整理・編集した書物（《過山榜》編輯組編 1984）を参照すると、A同様表題がないものも多くは存在する。しかし、表紙に評皇券牒と、過山榜の両方の用語が列なっていて付いているものはみられない。この点は、本文でも指摘した如く、これらの用語は、ともに同じ意味内容をもつため、重複して使用する必要がないためであると推察される。
- 12) このような述語が、表題の末尾に付加されていることから、本文書は後世に作成された文書であると断言できる。
- 13) 前稿（2007: 4）で指摘したように、Aに関しては3枚目の天地にはこの図案が省略されている。
- 14) 評皇券牒を整理・編集した著作（《過山榜》編輯組編 1984）の中には、様式タイプが異なる合計34種類の評皇券牒が掲載されている。その中で、広西壮族自治区の羅城県で収集された無題の230センチメートルの長い文書のように、巻物というほど厳格なものではないが、簡単に丸められたものもみられる。しかし、ほとんどの文書の長さは100センチメートルにも満たないので、折りたたんで木箱などの容器に入れて保管されているようである。
- 15) 本文とは別に、これらの人間全員の頭上に同形の冠らしきものがかぶせられていることから、ヤオ族の祖先ではなく、ヤオ族と関係をもつ評皇の家臣あるいは従者を図示したものであるとする、他の解釈も成立するように思われる。
- 16) この鳥を鶏と断定したのは、Dに描かれている鳥のほうが明確にみられるのであるが、頭部にトサカらしきものが認められるからである。なお、わが国の孔雀明王では字の如く孔雀が、梵天では鷲鳥が描かれている。
- 17) このように推定したのは、次の種々のケースを想定した場合、本文の解釈がもっとも合理的であると判断したからである。すなわち、一般に、この場合のように、ほぼ同じ内容の構図が描かれている絵画が2枚存在すると、以下のような3つのケースが想定できる。
- 第1のケースは、確かに両者は類似しているが、それぞれの絵画が独自にかつ別々に描かれ

たとする解釈である。かかる解釈は、通常完全に否定することができない。しかし、本図の場合、後ろに続く文もB、Cがほとんど同じ内容を示していることから、本ケースのように、B、Cが独自かつ別々に描かれたという解釈は成立しない。

第2のケースは、一方が他方をみて筆写したとするケースである。この解釈もDを参照すれば成立しないことが判明する。すなわちDでは、本図が挿入されていないが、文に関しては、B、Cとほぼ同一内容のものとなっているからである。

第3のケースは、原文書が存在し、それを筆写したものであるとする解釈である。本図の場合このケースが該当し、筆跡などを比較すると筆写したのは別人のようである。

- 18) 太陽や月などに代表される空間とは、境界が異なる空間にヤオ族が生活している社会あるいは世界が存在することを示唆しているのである。というのは、わが国の事例であるが、ヤオ族同様、山地に居住し、木材や大型の野生動物など山地固有の資源、すなわち山地資源に生活の経済的基盤を依存している木地屋や、マタギ（狩猟民）などの集団は、「山のなかを一般に人間世界（平地に住む農民主体の社会のこと——筆者註）とは別個の、野生動物が目にも見えぬモノ（地方によりカゼなどとも呼ばれる）の跳梁する世界とみなしていた」（千葉 1976:11）場所に居住していると意識していた存在であったとされる。つまり、木地屋、マタギと同様にヤオ族も山棲み集団であるので、平野に代表される平坦地において稲作に従事する農民などの集団とは、異なった観念を有していたと推定される。その境界を示すのが、中段の空間にみられる塊状の境界線なのである。千葉徳爾は、かような山棲みの集団すなわち山民にみられる特有の観念を山中異界の社会と称した（千葉 1976:5-36）。なお、B、Cの図では山棲みの集団であるヤオ族の社会あるいは世界を描いているので農民の社会あるいは世界は念頭にない。それ故、かかる社会あるいは世界は当然描かれていない。
- 19) 前掲註18)で論じたように、中段の空間にみられる境界線が山中異界を示す線だとすれば、

両側および下段の空間の最下層にみられる人間は、現実に生活を営んでいる社会、あるいは世界の外側に配置されているので、ヤオ族ではなく、ヤオ族の祖先を示していると推定される。かように、両側に配置されている人間をヤオ族の祖先であると推定すると、本文で述べた、これらの人間が評皇の家臣あるいは従者であるとの解見は成り立たなくなる。

- 20) その他、B、Cの下段の空間の鶏や麒麟らしき鳥や動物の足下に、雲らしきものが描かれている。これが雲だとすれば、これらの鳥の動物は雲の上にいることになる。それ故、下段の空間は、地下世界などと同時に天の世界も図示されているとも看做せる。かように、第1場面の下段の空間は、種々の解釈が可能のようである。多くの類似した史料を収集することで再考したく考えている。
- 21) 第1表からも判明するように、Aにはこのような絵画がまったく存在しない。またDに関しては文の後ろにのみ絵画が付けられている。
- 22) 第1場面の評皇らしき人物には、かような炎はみられなかった。
- 23) このうち扇子をもっている人物だけが顔にひげがみられない。それ故、扇子をもっている人物は女性であると思われる。
- 24) かかる図柄は、雲に類似している。しかし、墳墓の下に雲が置かれているのは不自然と考え、一応水たまりとした。なお、かかる墳墓が評皇らしき人物のものと特定できれば、評皇はヤオ族の間では神とされているので、墳墓が天界に存在してもおかしくはない。そうだとすれば、水たまりではなく、雲であるかも知れない。
- 25) 他の1人は両手を前に合わせるだけで、何ももっていない。
- 26) 本図は実際に現物を参照したのではなく、その図が掲載されている写真（白鳥編 1975:20）を参照して検討した。
- 27) 評皇券牒は、B、Cの表題の左下に小さく江印刷と記されていることなどから、ヤオ族自身が筆写したのではなく、漢族が筆写し、各地に居住しているヤオ族に売りつけたようである。理由は、ヤオ族に江という姓は存在しないからである。その場合、本図幅にみられるようにコ

ミカルにあるいは写實的に付図を付れたり、Bにみられるように文中にヤオ族や評皇らしき人物画を挿入することにより、ヤオ族に親近感をもたせ、購入をうながそうとしたのであろう。

引用文献

- 金丸良子 (1977): 「制約の多い社会主義国でのフィールドサーヴェイの前提」『地理』42-4、64-67頁
- 金丸良子 (2005): 『中国少数民族ミャオ族の生業形態』古今書院
- 《過山榜》編輯組編 (1984): 『瑤族《過山榜》選編』(国家民委民族問題五種叢書之一 中国少数民族社会歴史調査資料叢刊) 湖南人民出版社
- 白鳥芳郎編 (1975): 『傜人文書』講談社
- 白鳥芳郎編 (1978): 『東南アジア山地民族誌——ヤオ族とその隣接諸種族——』(上智大学西北タイ歴史文化調査報告書) 講談社
- 杉本 壽 (1967): 『木地師制度研究序説』ミネルヴァ書房
- 田畑久夫 (2002): 『木地屋集落——系譜と変遷——』古今書院
- 田畑久夫 (2004): 「槃瓠神話の変化」『アジア遊学』67、勉誠出版、72-83頁
- 田畑久夫 (2005): 「ヤオ族の評皇券牒 (I) ——槃瓠神話と移動経路を中心に——」『昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要』14、1-19頁
- 田畑久夫 (2006): 「ヤオ族の評皇券牒 (II) ——槃瓠神話と移動経路を中心に——」『昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要』15、1-15頁
- 田畑久夫 (2007): 「ヤオ族の評皇券牒 (III) ——槃瓠神話と移動経路を中心に——」『昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要』16-2、1-18頁
- 田畑久夫・金丸良子 (1989): 『中国雲貴高原の少数民族 ミャオ族・トン族』白帝社
- 田畑久夫・金丸良子 (1995): 『中国少数民族誌 雲貴高原のヤオ族』ゆまに書房
- 竹村卓二 (1970): 「《客民》考——東アジア民俗における山地生活民の社会共生の一側面——」岡正雄教授古稀記念論文集刊行委員会編『民族学からみた日本』河出房新社、343-371頁所収
- 竹村卓二 (1981): 『ヤオ族の歴史と文化——華南・東南アジア山地民族社会の社会人類学的研究——』弘文堂
- Davies, H. R. (1909): "YÜN-NAN: The Link between India and the Yangtze" Cambridge Univ, London. 田畑久夫・金丸良子編訳 (1989): 『雲南——インドと揚子江流域の環——』古今書院
- 千葉徳爾 (1976): 「山村の生態」和歌森太郎編: 『日本民俗学講座1 経済伝承』朝倉書店、5-36頁
- 松岡正子 (2000): 『中国青藏高原東部の少数民族——チャン族と四川チベット族——』ゆまに書房

(たばた ひさお 生活機構学専攻 教授)

受理年月日 平成19年9月28日
 審査終了日 平成19年12月3日